

壱岐市個別避難計画作成業務作成要領

壱岐市 危機管理課

令和6年12月

目次

I．避難行動要支援者対策について

- 1．避難行動要支援者対策の概要
- 2．避難行動要支援者名簿
- 3．個別避難計画

II．個別避難計画の作成・提出等について

- 1．契約の締結
- 2．計画等の作成
- 3．計画書等の提出
- 4．請求、支払い

III．よくある質問

IV．巻末資料

I. 避難行動要支援者対策について

1. 避難行動要支援者対策の概要

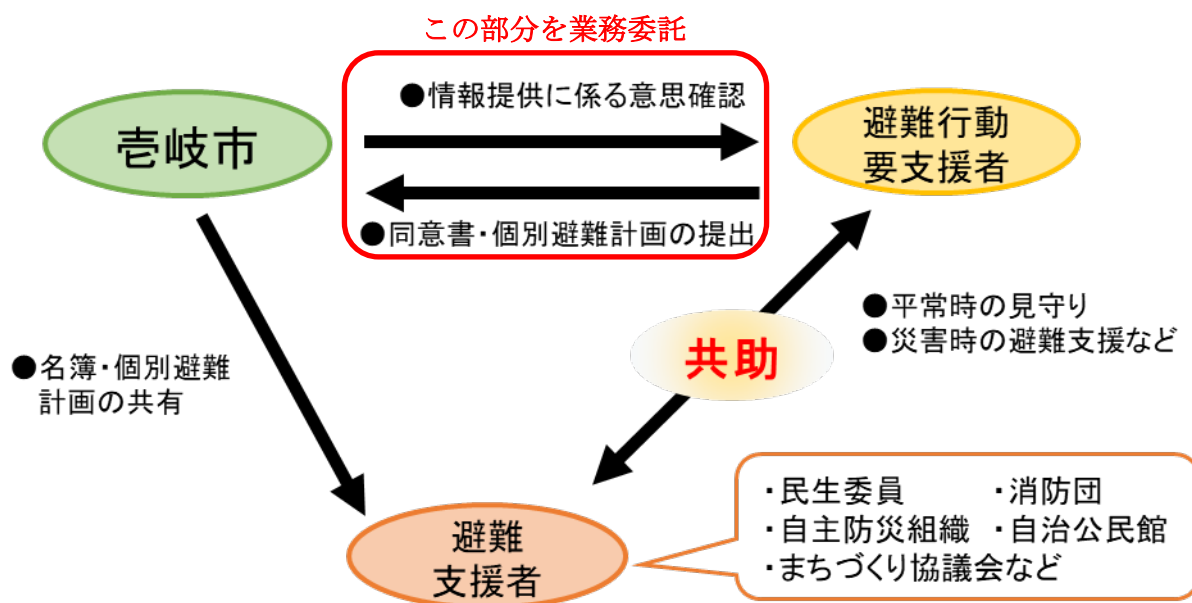
○概要説明

●経緯

平成25年の災害対策基本法（災対法）の改正により市町村ごとの避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、令和3年の改正により個別避難計画の作成が市町村における努力義務とされています。個別避難計画の作成については、避難所で必要な介助などを記入しておくことが重要であることから、心身及び生活の状況をよく把握しているケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職の協力を得て作成することが、国（内閣府）によって推進されています。このことから、本市においても市内の福祉専門職に業務委託し、より効果的な個別避難計画を作成することとしています。

●壱岐市の取組

作成した名簿及び計画の情報を日頃から地域の支援者である自主防災組織、公民館等に情報を提供することで、近隣の要支援者の状況を把握し、顔の見える関係づくりを進め、災害時の避難支援の実行性を高めます。



○語句の定義等

●避難行動要支援者（以降、「要支援者」と言います。）

災害時に自力で避難や情報収集をすることが困難であり、災害発生時に何らかの支援が必要な方です。

●避難支援者等（以降、「支援者等」と言います。）

災害時に要支援者の避難を支援する方のことです。計画書に記載する支援者の他にも、警察、消防本部・消防署、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、壱岐市地域包括支援センター、自主防災組織、まちづくり協議会、自治公民館等の救助や安否確認などに関わる機関・団体も支援者等に含まれます。

●避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者が一覧となった名簿です。

●個別避難計画

避難行動要支援者名簿に記載された方、一人ひとりの避難についての計画です。

2. 避難行動要支援者名簿（以降、「名簿」と言います。）

要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする理由、名簿情報の提供の同意の有無、個別避難計画の作成状況を記載しています。

名簿に掲載する要件は以下のとおりです。

1. 要介護3以上の認定を受けている方
2. 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
3. 療育手帳Aの交付を受けている方
4. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方
5. 難病患者・発達障害などで特に避難支援が必要と認められる方
6. その他、災害時に自ら情報収集や避難行動を行うことが困難な方
7. 自ら避難行動要支援者名簿への記載を希望し、市が認めた方

要件に該当する場合でも、入院・入所中の方や、掲載する必要が無い旨を申し出た方は掲載しません。

また、要件に該当しない場合であっても、避難支援を希望し市が認めた方は、名簿に掲載します。

※入院・入所中の方について

入院・入所中の方は、病院や施設で避難支援が行われるため、長期入院の方や、入所中で自宅に戻る可能性が無い方は**名簿の掲載対象外**としています。ただし、現在入院・入所中の方でも、一時的に自宅へ戻られる場合は、自宅で被災する可能性がありますので、計画作成の対象となります。

3. 壱岐市個別避難計画（以降、「計画」と言います。）

避難のための計画として、名簿に記載されている基本情報、緊急連絡先、避難支援者等の氏名、住所、連絡先、利用事業所、身体状況等の避難支援を必要とする理由、避難場所等の情報、その他の特記事項を記載しています。

○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意確認書

- ・ 平時からの避難支援者等への名簿情報の提供
- ・ 計画の作成
- ・ 平時からの避難支援者等への計画記載情報の提供

以上に関しては、要支援者ご本人の同意が必要です。そのため同意確認書にて、意思確認を行っております。

なお、災害時には、同意がない場合も避難支援等に必要な範囲で情報が提供されます。

※名簿の提供及び計画の作成には同意し、個別避難計画の提供には同意しないということも可能です。

Ⅱ．個別避難計画の作成・提出等について

1．契約

①契約締結の意思確認

個別避難計画の作成等について、委託契約を締結することが可能か、年度当初（令和6年度を除く）に本市から意向確認を行います。契約の意思確認があった事業所と契約を締結します。年度途中から契約可能となった場合は、本市危機管理課（0920-48-1131）までご連絡ください。

②契約の締結

製本した契約書を2部お渡ししますので、2部とも押印し、2部ともご提出ください。本市にて押印後、1部を受注者保管用としてお送りします。

また、契約書送付時に、事業に必要な様式一式をお送りします。様式が不足する場合は、コピーまたは市ホームページからダウンロードしてください。

2．計画書等の作成

個別避難計画については、下記の手順によって作成してください。

①対象者の確認

個別避難計画作成の対象となるのは、各事業所のサービス利用者の方で、災害時要支援者名簿の記載要件のうち、次のいずれかに当てはまる方です。

- 要介護3以上の認定を受けている方
- 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
- 療育手帳Aの交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方
- 難病患者・発達障害などで特に避難支援が必要と認められる方

※令和6年度～令和8年度は、特に「要介護3以上の認定を受けている方」について、計画の作成をお願いします。

なお、この他にも、サービス利用者の同居家族等で、個別避難計画の作成を希望される方など、自ら計画の作成を希望される方についても、作成して構いません。

②趣旨説明

●事前準備

本人・家族等に関係する防災情報を予め確認しておく、その後の作業がスムーズ

に進みます。確認しておくとい主な内容は以下のとおりです。

・対象者宅の周囲の災害警戒区域など

自宅近くの災害警戒区域を知っていれば、早期の避難行動を実施できます。そのため、「土砂災害ハザードマップ」「津波ハザードマップ」を確認しましょう。これらは、壱岐市のホームページから確認することができます。また、紙のハザードマップもお渡しできますので、必要な場合は危機管理課までご連絡ください。

・近くの緊急避難場所や指定避難所

災害（津波や大規模な火事など）から命を守るために緊急的に避難するための場所を「緊急避難場所」と言います。災害時に、まず命を守るために避難する場所です。一方で、「避難所」とは緊急避難場所で命を守った後に避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在する、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設のことです。指定避難所・指定緊急避難場所の一覧についても、壱岐市ホームページより確認できます。

●市から委託を受けていることの説明

はじめに、壱岐市から個別避難計画の作成に関する業務を委託されていること、事業所から市へ同意書や個別避難計画書を提出することについて、対象者本人に説明してください。なお、対象者本人への説明が難しい場合は、ご家族に説明を行ってください。

●趣旨説明

避難行動要支援者の名簿や計画を作成していることや、その情報を日頃から地域の支援者に提供し、情報を知っていただくことで、地域のつながりを強化し、災害時の避難支援の実行性を高める取組であることを説明してください。

ただし、この取組を行うことで必ず避難支援があることを保証するものではありません。支援者を決めていた場合でも、災害時は支援者の方も自分の命を守ることが第一であり、支援が間に合わない可能性もあります。

あくまで、迅速な支援の可能性を高める取組であることを説明してください。

③計画等の作成

●避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する同意確認書

- ・平常時から地域の支援者等に名簿情報を提供することに同意するかどうか。
- ・災害時の避難についての計画である「個別避難計画」を作成することに同意するかどうか。
- ・計画を作成する場合は、その情報を平常時から支援者等へ提供することに同意するかどうか。

の3点を本人等（家族等を含む）の意向を確認してください。名簿情報の提供に関

しては、以前に報告されている場合でも、制度等の再確認の意味を含めて、再度記入していただき、提出していただくようお願いします。

※避難行動要支援者名簿の記載情報の提供には同意するが、個別避難計画の記載情報の提供には同意しないということも考えられます。この場合は、名簿情報のみを避難支援者等へ提供します。

●個別避難計画の作成

要支援者が計画作成に同意される場合は、聞き取りの上、個別避難計画を作成してください。

すべての項目が記入されている必要はありませんが、記入すべき項目のほとんどが空白の場合は、委託料の対象外となる場合もあります。

○項目ごとの説明

1. 本人情報

対象者の氏名、生年月日、住所等の基本情報を記入してください。心身の情報の欄には、障がい者手帳や介護認定の情報を記入してください。自治公民館名や民生委員氏名が分からない場合は、空白のまま構いません。市で確認し、記入します。

2. 世帯情報

対象者の世帯の構成を記入してください。同居家族がいる場合は、全員75歳以上か確認し、チェックをお願いします。世帯構成員の欄には、同住所内に住む家族について、記入してください。（隠居等で世帯を分離している場合を含む。）

3. 緊急連絡先（日中連絡の取れる連絡先）

緊急時の連絡先を記入してください。本人以外の個人情報を記入することとなるため、相手方の同意が必要です。可能であれば、複数人記載して下さい。

4. 避難の支援をしてくれる方（親戚・知人等）

災害時に実際に避難の支援をする方の情報を記入してください。本人以外の個人情報を記入することとなるため、相手方の同意が必要です。

避難支援は、「実際に避難所まで連れていく」ことに限りません。

「警報が出たことを知らせる」「避難した方がいいることを知らせる」ことも避難支援です。

5. 避難する場合の避難先

避難する場合の避難先を記入して下さい。（巻末資料参照）

緊急避難場所とは、地震や大規模の火事の際に、一時的に自宅から退避する場所です。

指定避難所は、台風の際や家屋の倒壊などによる長期避難生活が必要にな

った際に、避難生活をする場所です。

6. 指定避難所での支援方法

指定避難所等で支援が必要かどうか、必要な場合はどのような支援が必要か記入してください。

7. 特記事項

利用している福祉サービス、かかりつけの病院、普段服用している薬等がある場合は、記入してください。その他にも、特に記載が必要な事項があれば、記載してください。記入欄内に入りきらない場合は、任意の様式を添付していただいても構いません。

3. 計画書等の提出

●完了通知書の提出（上半期・下半期）

計画書の作成が完了したら、作成した様式と一緒に、業務完了通知書を提出してください。

提出は、上半期（9月末までに作成した計画）と下半期（3月までに作成した計画）とします。ただし、下半期実施分については、必ず3月の第2金曜日までに提出してください。

●内容の確認

発注者で、完了届とともに提出された同意確認書及び個別避難計画書の内容を確認します。確認後、修正が必要な場合はご連絡しますので、受注者で修正をお願いします。

●本人への計画の提供

提出していただいた計画は市でデータ入力し、打ち出したものをお渡ししますので、本人等へ提供し、保管するようにお伝えください。避難支援等関係者分など、複数部数必要な場合は、ご連絡ください。

4. 請求・支払い

市での計画の記載内容の確認後、委託料請求書をご提出ください。請求書には押印が必要です。

また、請求書に合わせて、初めて作成した計画等をご提出いただく際は、振込先連絡票をご提出下さい。なお、2回目以降の提出時には必要ありませんが、振込先の変更が必要な場合は、再度ご提出ください。提出の際は、可能な限り通帳の写しを併せてご提出下さい。振込間違いを防ぐためです。

Ⅲ. よくある質問

Q 1. なぜ個別避難計画の作成等を事業所に委託するのか。

A 1. 平成 25 年の災害対策基本法（災対法）の改正により市町村ごとの避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、令和 3 年の改正により個別避難計画の作成が市町村における努力義務とされています。

個別避難計画の作成については、避難所で必要な介助などを記入しておくことが重要であることから、心身や及び生活の状況をよく把握しているケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職の協力を得て作成することが、国（内閣府）によって推進されています。

そこで、日常的に対象者を支援しており、福祉分野に専門的知見のある福祉専門職の方に作成を依頼することで、より効果的な計画作成を推進するものです。

Q 2. そもそも行政（警察や消防）が救助に行けばいいのではないかと。近隣の人を支援者とする意味はあるのか。

A 2. 大規模災害時には行政も被災するため、すぐに避難支援・救助にかけつけることはできません。実際に過去の災害時には、救助された方の 8 割ほどは住民による救助でした。また、災害に遭う前に避難を支援することによっても、多くの命を救うことができます。

そのため、共助の一環として平常時から要支援者の情報を共有し、地域での避難支援の実効性を高める取組を行っています。

Q 3. 個別避難計画を作成したら必ず助けてもらえるのか。行政からも助けが来るのか。

A 3. 個別避難計画は災害時の避難支援の可能性を高めるものであり、作成したら必ず支援者による助けが来るわけではありません。

また、個別避難計画を作成することにより、行政から救助を必ず派遣するものでもありません。

災害時はどの方も自身の生命を守ることが第一です。その上で避難する余裕がある場合に何も知らない方の支援に行くよりも、平常時から避難について計画し、その情報を知っている地域の方であれば支援の可能性も高まるため、計画作成や情報提供を行っているものです。

Q 4. 作成した個別避難計画はどのように活用されるのか。

A 4. 計画の作成自体が本人や家族等に災害時の行動を考えるきっかけになるものです。作成した計画や名簿の情報は、地域等に共有されます。

また、発災時には避難支援だけでなく、安否確認等にも活用されます。

Q 5. 情報提供や計画の作成に同意しなかった場合、何か不利益になることはないのか。

A 5. 名簿や計画の情報は災害時の安否確認等に活用することとなりますが、平常時から情報提供に同意しなかった場合も、災害時は避難支援等に必要な限度で情報が提供されるため、災害時に不利益を被ることはありません。

ただし、避難支援の実効性を高めるには、日頃から地域で顔の見える関係づくりをしておくことが重要です。そのために、平常時から要支援者の情報が地域の支援者と共有できるよう、可能な限り同意をいただきたいと考えます。

Q 6. 指定避難所には要支援者の方が避難した際に必要となる備蓄品はあるのか。

A 6. 指定避難所には、一定の備蓄は備えていますが、それぞれのニーズに応じた設備や物資が必ずあるとは限りません。また、避難所は避難者による自主運営を基本とするため、医療や介護の専門的知識や技術を持った方が必ずいるとは限りません。

そのため、災害時を想定して自身に必要な備蓄品を持ち出し用のリュックに入れておく、要支援者の状態をよく知っている家族等の介助者と避難する等の対応をお願いします。

Q 7. 名簿情報の提供に同意したら必ず計画を作成する必要があるのか。

A 7. 名簿情報を提供するかかどうかという意味と、計画を作成するかかどうかという意味は異なります。そのため、要支援者ご本人が、名簿情報は提供して構わないが計画作成までは不要だと考えられる場合や、情報は提供したくないが、計画自体は作成しておきたいなどという場合も考えられます。ご本人またはご家族に計画作成の意思があれば計画を作成していただき、市へご提出ください。

IV. 巻末資料

○壱岐市からの情報伝達手段

- ・壱岐市ホームページ

<https://www.city.iki.nagasaki.jp/>

- ・壱岐市メールサービス

<https://www.city.iki.nagasaki.jp/soshiki/jyouhoukanrika/mailservice/12437.html>

- ・壱岐市公式LINE

<https://www.city.iki.nagasaki.jp/soshiki/jyouhoukanrika/officialLINEaccount/index.html>



壱岐市 公式 LINE アカウント はじめました!

友だち募集中!

方法① 左のQRコードを読み取る
方法② 「友だち追加」のID検索で @ikicity と入力し検索
方法③ 壱岐市ホームページ内の [友だち追加] ボタンをクリック!

壱岐市の情報をあなたに合わせてお届けします。

防災や広報・イベント情報の配信、意見・提案を24時間受け付けます。

LINEなどオンラインでの申請を増やし、利便性の向上を図ります。

皆様の声をお寄せください。アップデート（機能改善）に取り組めます。

画面イメージは、今後変更となる場合があります。

壱岐市指定避難所・緊急避難場所一覧

所在町	地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
								洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事
郷ノ浦町	武生水	1	壱岐文化ホール	公共	郷ノ浦町本村触445	47-4111	○		○	○	○		○
	武生水	2	盈科小学校	学	郷ノ浦町本村触589	47-0123		○	○	○	○	○	○
	武生水	3	郷ノ浦中学校	学	郷ノ浦町本村触75	47-0424	○	○	○	○	○	○	○
	武生水	4	大谷公園体育館	公共	郷ノ浦町田中触1223	47-3611	○	○	○	○	○	○	○
	武生水	5	壱岐高等学校	学	郷ノ浦町片原触88	47-0082	○	○	○	○	○	○	○
	渡良	6	渡良事務所	公共	郷ノ浦町渡良南触422-1	47-0801	○	○	○	○	○	○	○
	渡良	7	渡良小学校	学	郷ノ浦町渡良南触365	47-0813	○	○	○	○	○	○	○
	大島	8	三島小学校	学	郷ノ浦町大島815	47-0136	○	○	○	○	○	○	○
	大島	9	大島僻地保健福祉館	公共	郷ノ浦町大島607		○	○	○	○		○	○
	長島	10	長島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町長島672	—	○	○	○	○		○	○
	原島	11	原島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町原島487-2	—	○	○	○	○		○	○
	柳田	12	柳田小学校	学	郷ノ浦町柳田触885	47-0312	○	○	○	○	○		○
	沼津	13	沼津地区公民館	公共	郷ノ浦町長峰本村触836-3	46-0001	○	○	○	○	○	○	○
	沼津	14	沼津小学校	学	郷ノ浦町小牧東触184	46-0004	○	○	○	○	○	○	○
	志原	15	志原小学校	学	郷ノ浦町大原触115	47-0754	○	○	○	○	○	○	○
	初山	16	初山地区公民館	公共	郷ノ浦町初山東触237-2	47-0721	○	○	○	○	○	○	○
	初山	17	初山小学校	学	郷ノ浦町初山西触807-1	47-0707		○	○	○	○	○	○
	初山	18	郷ノ浦町デイサービスセンター	公共	郷ノ浦町坪触3099	47-0132	○	○	○	○	○	○	○

壱岐市指定避難所・緊急避難場所一覧

所在町	地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
								洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事
勝本町	勝本浦	19	勝本地区公民館	公共	勝本町勝本浦211-3	42-0747	○	○	○		○		○
	勝本浦	20	勝本小学校	学	勝本町坂本触262	42-0034		○	○	○	○	○	○
	勝本浦	21	勝本中学校	学	勝本町仲触1846	42-0016		○	○	○	○	○	○
	勝本浦	22	西部地区老人憩いの家	公共	勝本町勝本浦389	—	○	○	○				○
	勝本浦	23	勝本町漁村センター	公共	勝本町勝本浦575-61	42-1180	○	○	○				○
	勝本在部	24	勝本町ふれあいセンターかざはや	公共	勝本町大久保触1736-2	42-3200	○	○	○	○	○	○	○
	勝本在部	25	壱岐市役所 勝本庁舎	公共	勝本町西戸触182-5	42-1111	○	○		○	○	○	○
	勝本在部	26	霞翠小学校	学	勝本町西戸触550	42-0041		○	○	○	○	○	○
	勝本在部	27	壱岐商業高等学校	学	勝本町新城西触282	42-0205	○	○	○	○	○	○	○
	勝本在部	28	新城地区老人憩いの家	公共	勝本町北触37	48-1111	○	○	○	○		○	○
	鯨伏	29	立石地区老人憩いの家	公共	勝本町立石南触583	43-0874	○	○	○	○		○	○
	鯨伏	30	湯本地区公民館	公共	勝本町布気触818-10	43-0130	○	○	○		○		○
	鯨伏	31	鯨伏小学校	学	勝本町立石南触1137-2	43-0013	○	○	○		○		○
	鯨伏	32	布気地区老人憩いの家	公共	勝本町百合畑触398	43-0824	○	○	○	○		○	○

壱岐市指定避難所・緊急避難場所一覧

所在町	地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
								洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事
芦辺町	芦 辺	33	壱岐島開発総合センター	公共	芦辺町諸吉大石触197	45-3693	○		○		○		○
	芦 辺	34	壱岐市役所 芦辺庁舎	公共	芦辺町芦辺浦562	45-1111		○		○	○	○	○
	芦 辺	35	芦辺小学校	学	芦辺町芦辺浦546	45-0323	○	○		○	○	○	○
	芦 辺	36	芦辺浦住民集会所	公共	芦辺町芦辺浦85-3	45-0066	○	○	○		○		○
	芦 辺	37	芦辺保育所	公共	芦辺町諸吉大石触665	45-1104		○	○	○	○	○	○
	八 幡	38	八幡小学校	学	芦辺町諸吉南触1565	45-0325	○	○	○		○		○
	八 幡	39	八幡保育所	公共	芦辺町諸吉本村触1300	45-2766		○	○		○		○
	田 河	40	旧芦辺中学校体育館	学	芦辺町諸吉二亦触1886	45-0343	○	○	○		○		○
	田 河	41	田河小学校	学	芦辺町諸吉二亦触1659	45-0327		○	○	○	○		○
	田 河	42	田河幼稚園	学	芦辺町諸吉二亦触1670	45-2361		○	○	○			○
	那 賀	43	芦辺中学校	学	芦辺町中野郷西触400	45-3008		○	○	○	○	○	○
	那 賀	44	那賀小学校	学	芦辺町中野郷西触174	45-3304	○	○	○	○	○	○	○
	那 賀	45	那賀地区公民館	公共	芦辺町中野郷西触362	45-3001	○	○	○	○	○	○	○
	那 賀	46	那賀幼稚園	学	芦辺町住吉山信触1007	45-1756		○	○	○		○	○
	箱 崎	47	箱崎小学校	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-2320	○	○	○	○	○	○	○
	箱 崎	48	箱崎幼稚園	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-3399			○	○	○	○	○
	箱 崎	49	箱崎僻地保健福祉館	公共	芦辺町箱崎釘ノ尾触1293	48-1111	○	○	○	○	○	○	○
	瀬 戸	50	瀬戸小学校	学	芦辺町箱崎大左右触315	45-2337		○	○	○	○		○
	瀬 戸	51	瀬戸幼稚園	学	芦辺町箱崎大左右触920	45-2012					○		○
	瀬 戸	52	箱崎地区公民館	公共	芦辺町箱崎大左右触924	45-2001	○		○		○		○
	瀬 戸	53	芦辺町クオリティーライフセンターつばさ	公共	芦辺町箱崎中山触2548	45-4500	○		○		○		○

壱岐市指定避難所・緊急避難場所一覧

所在町	地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
								洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な火事
石田町	石 田	54	農村環境改善センター	公共	石田町池田東触671-1	44-5179	○		○	○	○		○
	石 田	55	石田スポーツセンター	公共	石田町石田西触1264-1	44-5159	○	○	○	○	○	○	○
	石 田	56	石田小学校	学	石田町石田西触1238	44-5012		○	○	○	○	○	○
	石 田	57	石田中学校	学	石田町石田西触1547	44-5013	○	○	○	○	○	○	○
	石 田	58	石田町総合福祉センター	公共	石田町石田西触1486-1	44-6150	○	○	○	○	○	○	○
	筒 城	59	筒城小学校	学	石田町筒城西触191	44-5004	○	○	○	○	○		○
	筒 城	60	筒城地区公民館	公共	石田町筒城西触157	44-6664	○	○	○	○		○	○
	筒 城	61	筒城浜ふれあいセンター	公共	石田町筒城仲触1885	44-6155	○	○	○		○		○
	久 喜	62	久喜地区住民センター	公共	石田町久喜触181	44-6798	○	○	○	○			○

避難所の欄に○がついている施設が、災害時に指定避難所として開設される施設です